

平 22 全経外第 11 号
平成 22 年 5 月 31 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

「退職給付に関する会計基準（案）」および「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

記

○ 適用時期等について

適用時期の設定は、慎重に検討すべきである。特に、退職給付債務および勤務費用の定め（会計基準第 16 項から第 21 項）に関しては、少なくとも 1 年程度は適用時期を延期すべきである。

（理由）

退職給付見込額の期間帰属方法について、「期間定額基準」と「給付算定式に従う方法」の選択適用が認められているが、企業が当該方法を理解し、計算方法を決定するに当っては、公認会計士およびアクチュアリー等の専門家と事前協議を行う必要があり、相当程度の時間を要すると考えられる。

なお、適用時期に関しては、わが国の会計制度を巡る状況も勘案する必要があると考える。国際財務報告基準（IFRS）のアドプロンが視野に入っている現段階で国内基準の退職給付債務の計算方法を変更した場合、アドプロン時に再度計算方法の変更が生じ、市場関係者に負担を強いこととなる可能性がある点には配慮が必要であると考える。

○ 会計基準の見直し方法について

わが国の基準については、国際会計基準審議会（IASB）の動向を見極めながら 2 つのステップでの見直しを予定している。現状では、第一ステップの実施時期と第二ステップの実施時期の間隔がごく短期間となると予想されるため、

第一ステップと第二ステップを取りまとめ、一括して見直すことも検討すべきである。

- 第一ステップ・・・未認識数理計算上の差異の処理方法等の見直し
- 第二ステップ・・・未認識数理計算上の差異の包括利益計算書上での一括処理

(理由)

本年4月に、IASB が退職給付会計の見直しに関する公開草案を公表している。当該公開草案は 2011 年 1 ~ 3 月期の最終基準化、最速 2013 年からの適用が予定されている。IASB の公開草案が公表された現在では、第二ステップの検討もすでに視野に入ったと考えられることから、2つのステップでの見直しを行う方針を堅持する場合、本公開草案にもとづく第一ステップの変更後、ごく短期間で第二ステップの変更を行うことが不可避と思われる。IASB の動向を見極めながら、わが国の基準を変更する難しさは理解するものの、このような事態は市場関係者に混乱をもたらすため、極力回避すべきである。

以上